

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所の管内における機械設備の災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年2月1日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安藤 詳平
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する機械設備において発生した災害（故障、不具合等）若しくは災害の発生が予測された場合に備えて、あらかじめ実施業者を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙-1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は直轄管理区間とし、応急対策業務の対象となる設備は大隅河川国道事務所が直轄管理する制水施設（水門、樋門・樋管）に付帯する機械設備とする。なお、対象設備は表-1、別図-1のとおりする。

(3) 協定期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※ただし、当該年度の12月28日までに、協定を解除したい旨の申し出があった場合は、当該年度の3月31日までとする。

(4) 本協定締結業者の選定については、対象機械設備等の工事实績、災害協定の締結実績、技術者等の大隅河川国道事務所までの派遣距離（所要時間）、資格保有者の雇用者数等を総合的に評価して協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約等を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和6年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年度以降に元請けとして、次に掲げるア)又はイ)の工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

ア) 河川用ゲート設備を製作し、据付した工事实績
イ) 河川用ゲート設備を修繕又は改造した工事实績

なお、「製作し据付した」とは自社工場で上記ゲート設備全体のシステム設計及び主要機器である扉体・戸当りの製作を行い、設備全体を施工した場合とする。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における機械設備工事に係る有資格業者の認定を現在まで継続して受けていること及び令和9年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
(電話 0994-65-2996)

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当：河川管理課長（内線331）

専門職（内線337）

- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

- ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

- (2) 申請書は、別記「様式－1」により作成すること。

- ① 会社の代表印を押印すること。

- (3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年3月11日（月）までに書面にてFAXにより通知する。

6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和6年3月13日（水） 17時00分。

- ② 提出場所：上記5.（1）② に同じ。

- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所河川管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は河川管理課職員で可）。

- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和6年3月19日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

(必須)

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
(1) 申請書 [様式－1]	①様式は「様式－1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式－2]	①様式は「様式－2」とする。 ②派遣技術者の在籍部署の所在市町村名を記載すること。 派遣場所から大隅河川国道事務所までの車両による移動距離を記入する。
(3) 資格保有技術者 [様式－3]	①様式は「様式－3」とする。 ②対象となる技術者の資格は、「様式－3」の表中記載の資格とし、保有技術者数及び保有技術者の有無を確認できる資料を添付するものとする。
(4) 施工実績 [様式－4]	①様式は「様式－4」とする。 ②対象となる工事は、平成20年度以降に元請けとして河川用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事の施工実績又は河川用ゲート設備を修繕又は改良した工事の施工実績とし、代表的な実績を1件記載する。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
(5) 災害時応急対策 工事等の協定締結の実績 [様式－5]	①様式は「様式－5」とする。 ②対象となる協定は、過去2ヶ年度＋当該年度に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。

8. 評価に関する事項等

(必須)

評 価 項 目	評 価 内 容	点 数
工事実施体制	■工事実施体制 (様式－2より評価) ・派遣場所から大隅河川国道事務所までの車両による移動距離及び到達所要時間	30
資格保有技術者	■保有技術者 (様式－3より評価) ・土木施工管理技士(1級・2級)の保有技術者数 ・小型移動式クレーン免許・玉掛技能、高所作業車運転技能の資格保有者の有無	20
施工実績	■施工実績 (様式－4により評価) ・平成20年度以降に元請けとして河川用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事の施工実績又は河川用ゲート設備を修繕又は改良した工事の施工実績	30
協定締結実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 (様式－5により評価) ・過去2ヶ年度＋当該年度における協定等締結の実績	20

9. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課
- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
FAX番号：0994-65-9630

(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所河川管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は河川管理課職員で可）。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和6年2月20日（火）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和6年3月11日（月）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

(1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

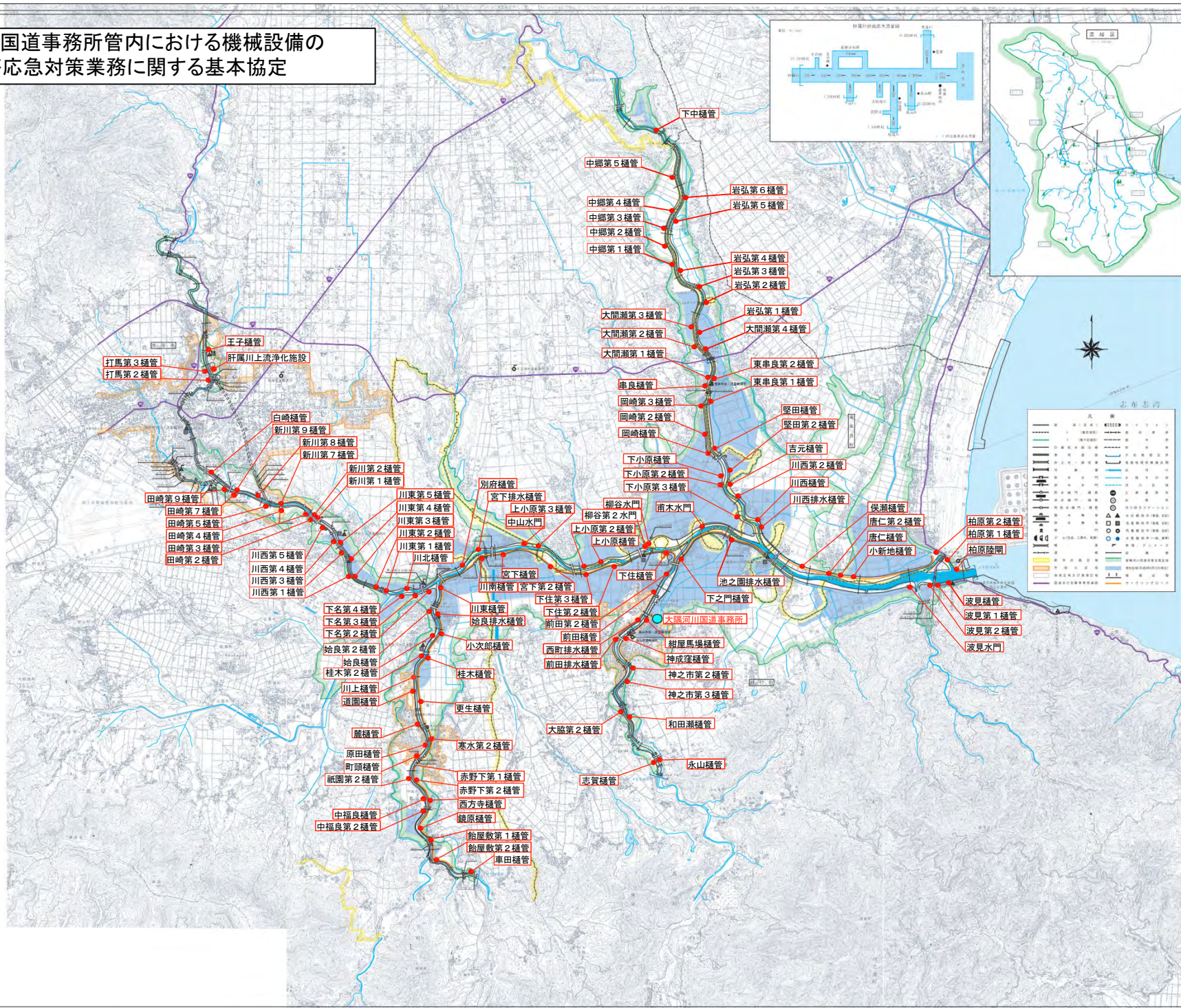
(4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(表-1) 対 象 設 備 一 覧 表

番号	設 備 名	扉体形式	有効断面 (m)		門数
			純径間	有効高	
1	柏原陸間	横引き	2.000	1.000	1
2	柏原第1樋管	スライド	1.000	1.000	1
		フラップ	1.000	1.000	1
3	柏原第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
		フラップ	1.000	1.000	1
4	小新地樋管	ローラ	1.500	1.500	1
		フラップ	1.500	1.500	1
5	唐仁樋管	ローラ	0.600	0.600	1
		フラップ	0.600	0.600	1
6	唐仁第2樋管	ローラ	2.400	1.400	1
		フラップ	2.400	1.400	1
7	俣瀬樋管	スライド	2.500	2.500	2
		フラップ	2.500	2.650	2
8	甫木水門	ローラ	19.300	4.400	1
9	柳谷水門	ローラ	3.025	3.200	2
10	柳谷第2水門	ローラ	15.000	7.200	1
11	上小原樋管	ローラ	1.000	0.900	1
12	上小原第2樋管	ローラ	1.500	1.500	1
13	上小原第3樋管	スライド	1.250	1.250	1
14	中山水門	ローラ	12.000	5.000	2
15	宮下排水樋管	ローラ	1.750	2.000	1
16	別府樋管	ローラ	3.500	3.500	1
17	波見樋管	オートゲート	1.100	1.100	1
18	波見第1樋管	オートゲート	1.250	1.250	1
19	波見第2樋管	ローラ	1.500	1.500	1
		フラップ	1.500	1.500	1
20	波見水門	ローラ	14.500	4.000	2
21	池之園排水樋管	スライド	1.800	1.800	1
22	下住樋管	スライド	1.500	1.500	1
23	下住第2樋管	ローラ	1.800	1.800	1
24	下住第3樋管	ローラ	2.800	2.800	1
25	宮下第2樋管	ローラ	2.500	2.800	2
26	宮下樋管	ローラ	2.400	2.000	1
27	川南樋管	スライド	0.450	0.450	1
28	川北樋管	ローラ	1.500	2.000	1
29	川東第1樋管	フラップ	1.000	1.000	1
30	川東第2樋管	ローラ	4.000	2.500	1
31	川東第3樋管	フラップ	1.250	1.250	1
32	川東第4樋管	フラップ	1.500	1.500	1
33	川東第5樋管	フラップ	1.250	1.250	1
34	新川第1樋管	フラップ	1.500	1.750	1
35	新川第2樋管	フラップ	0.930	0.600	1
36	新川第7樋管	ローラ	2.700	1.800	1
37	新川第2暗渠	フラップ	0.400	0.400	1
38	新川第8樋管	ローラ	1.500	1.500	1
39	新川第9樋管	ローラ	2.250	2.500	1
40	白崎樋管	オートフラップ	3.100	1.200	1
41	王子樋管	フラップ	0.600	0.600	1
42	下名第2樋管	ローラ	1.000	1.000	1
43	下名第3樋管	ローラ	1.200	1.200	1
44	下名第4樋管	ローラ	1.350	1.350	1
45	川西第1樋管	ローラ	1.500	1.500	1
46	川西第3樋管	ローラ	1.500	1.500	1
47	川西第4樋管	ローラ	2.000	2.000	1
48	川西第5樋管	スライド	1.250	1.250	1
49	田崎第2樋管	ローラ	1.250	1.250	1
50	田崎第3樋管	ローラ	2.250	2.250	1
51	田崎第4樋管	ローラ	2.250	2.500	1
52	田崎第5樋管	ローラ	1.500	1.500	1
53	田崎第7樋管	ローラ	2.250	2.000	1
54	田崎第9樋管	フラップ	1.000	1.030	1
55	打馬第2樋管	フラップ	0.900	0.850	1
56	打馬第3樋管	フラップ	1.500	1.250	1
57	川西排水樋管	スライド	0.600	0.600	1
58	川西樋管	スライド	1.000	1.000	1
59	川西第2樋管	スライド	0.600	0.600	1

番号	設 備 名	扉体形式	有効断面 (m)		門数
			純径間	有効高	
60	古元樋管	スライド	1.800	1.800	2
61	堅田第2樋管	スライド	0.600	0.600	1
62	堅田樋管	スライド	0.600	0.600	1
63	東串良第1樋管	ローラ	2.000	2.000	1
64	東串良第2樋管	スライド	2.000	2.000	1
65	大間瀬第4樋管	フラップ	0.700	0.600	1
66	岩弘第1樋管	ローラ	1.250	1.250	1
67	岩弘第2樋管	フラップ	1.250	1.250	1
68	岩弘第3樋管	フラップ	1.500	2.000	2
69	岩弘第4樋管	フラップ	1.000	1.000	1
70	岩弘第5樋管	スライド	1.250	1.250	1
71	岩弘第6樋管	ローラ	2.500	3.000	1
72	下中樋管	フラップ	2.000	1.500	1
73	下小原第3樋管	ローラ	2.400	2.400	1
		フラップ	2.400	2.400	1
74	下小原第2樋管	フラップ	1.000	1.000	1
75	下小原樋管	ローラ	2.000	2.000	1
76	岡崎樋管	スライド	1.300	1.200	1
77	岡崎第2樋管	ローラ	1.400	1.300	1
78	岡崎第3樋管	ローラ	1.800	1.800	1
79	串良樋管	ローラ	1.500	1.500	1
80	大間瀬第1樋管	ローラ	2.300	2.500	2
81	大間瀬第2樋管	ローラ	1.500	2.000	1
82	大間瀬第3樋管	オートゲート	2.500	2.500	2
83	中郷第1樋管	ローラ	2.500	2.500	1
84	中郷第2樋管	フラップ	2.250	2.250	1
85	中郷第3樋管	フラップ	2.000	1.750	2
86	中郷第4樋管	ローラ	3.000	2.750	1
87	中郷第5樋管	スライド	1.000	1.000	1
88	前田第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
89	前田樋管	ローラ	1.500	1.500	1
90	西町排水樋管	ローラ	1.500	1.500	1
91	前田排水樋管	スライド	1.200	1.200	1
92	大脇第2樋管	ローラ	1.800	1.600	1
93	志賀樋管	フラップ	1.090	1.090	1
94	下之門樋管	スライド	0.600	0.600	1
95	紺屋馬場樋管	ローラ	2.000	2.000	1
96	神成窪樋管	ローラ	1.500	1.500	1
97	神之市第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
98	神之市第3樋管	ローラ	1.500	1.500	1
99	和田瀬樋管	ローラ	1.500	1.500	1
100	永山樋管	フラップ	1.100	1.000	1
101	始良第2樋管	ローラ	2.000	2.000	1
102	始良樋管	ローラ	2.000	2.800	1
103	桂木第2樋管	ローラ	1.250	1.250	1
104	川上樋管	ローラ	2.000	2.000	1
105	道園樋管	ローラ	2.000	1.500	1
106	麓樋管	スライド	1.250	1.250	1
107	原田樋管	スライド	1.000	1.000	1
108	町頭樋管	ローラ	2.000	2.000	1
109	祇園第2樋管	ローラ	1.750	1.750	1
110	中福良樋管	スライド	1.000	1.000	1
111	中福良第2樋管	スライド	2.000	1.750	1
112	川東樋管	フラップ	0.600	0.600	1
113	始良排水樋管	スライド	1.000	1.000	1
114	小次郎樋管	スライド	2.000	2.000	2
115	桂木樋管	ローラ	1.500	1.500	1
116	更生樋管	フラップ	0.600	0.600	1
117	寒水第2樋管	ローラ	2.000	2.000	1
118	赤野下第1樋管	スライド	1.250	1.250	1
119	赤野下第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
120	西方寺樋管	ローラ	2.000	2.000	1
121	鏡原樋管	スライド	0.900	0.900	1
122	飴屋敷第1樋管	フラップ	1.500	1.500	1
123	飴屋敷第2樋管	フラップ	1.250	1.250	1
124	車田樋管	フラップ	0.900	0.800	1
125	肝属川上流浄化施設				

別図－１ 大隅河川国道事務所管内における機械設備の
災害時等応急対策業務に関する基本協定

[illegible]

大隅河川国道事務所管内における機械設備の 災害時等応急対策業務に関する基本協定

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安藤 詳平（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間（直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ）において発生した機械設備の災害（故障、不具合等）若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び、その動員方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の内容）

第 2 条 甲は、直轄管理区間内の機械設備で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。
3. 応急対策業務の主な内容は、大隅河川国道事務所管内の機械設備に対する故障等の復旧とし、対象設備は、表－ 1、別図－ 1 のとおりとする。

（体制等の通知）

第 3 条 乙はあらかじめ災害等に備え、応急対策業務の体制について甲に書面により、通知するものとする。

2. 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面より通知するものとする。

（出動及び待機の要請）

第 4 条 甲は乙に対し、応急対策業務のための出動及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙とは速やかに工事請負契約等を締結するものとする。この協定に基づき工事請負契約等を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず保証できる保

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約等の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

第6条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する河川管理課長若しくは出張所長等が行なうものとし、乙は、その指示に従うものとする。

第7条 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、応急処置等の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を河川管理課長若しくは出張所長に書面により報告するものとする。

第8条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の業務の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。

第9条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第10条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第 11 条 この協定の証しとして、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通保有する。

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
氏名 国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 安藤 詳平

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

(様式－１)

協定締結参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省九州地方整備局

大隅河川国道事務所長

安藤 詳平 殿

住 所

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇

商号又は名称

株式会社〇〇建設

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和6年2月1日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務に関する基本協定」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、下記1～4に掲げる添付資料及び5に掲げる事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料等説明資料7. (2)に定める工事実施体制を記載した書面 [様式－2]
2. 技術資料等説明資料7. (3)に定める資格保有技術者を記載した書面 [様式－3]
3. 技術資料等説明資料7. (4)に定める施工実績を記載した書面 [様式－4]
4. 技術資料等説明資料7. (5)に定める災害時応急対策工事等の協定締結の実績
締結の実績を記載した書面 [様式－5]
5. 技術資料等説明書4. (1)～(8)に定める条件を満たしていること。
6. 問い合わせ先

担 当 者： 〇〇 〇〇

部 署： 〇〇部〇〇課

電話番号： 000-000-0000 (代) [内線0000]

FAX : 000-000-0000

(様式－２)

会社名 : _____

工事実施体制

派遣技術者の在籍部署の所在市町村名（最も近い部署を記入）

営業所名などの部署名	:	
都道府県名	:	
市町村名	:	
在籍部署から大隅河川国道事務所までの距離	:	km
(移動距離のうち高速道の距離)	:	km

※所要時間は一般道 30 km/h、高速道 80 km/h として算出する。

(様式－３)

資格保有技術者

資格保有者の雇用者数

(本協定に従事する社員での有資格者数)

区分	免 許 ・ 資 格 等 名	有資格者（人数を記載）
免許・資格	1 級 ・ 2 級土木施工管理技士	() 人

※有資格者数を確認できる資料を添付すること

資格保有者の有無

(本協定に従事する社員での有資格者の有無)

区分	免 許 ・ 資 格 等 名	有資格者（有無のいずれかに○）
免許・資格	小型移動式クレーン免許	有 ・ 無
	玉掛技能	有 ・ 無
	高所作業車運転技能	有 ・ 無

(様式－４)

施工実績

会社名：_____

工事実績（参加資格要件確認を兼ねる）

工事の実績区分 と資格要件		・河川用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事実績 ・河川用ゲート設備を修繕又は改造した工事実績
工事 名 称 等	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	△△地方整備局□□事務所
	施工場所	〇〇県〇〇市△△△町
	契約金額	〇, 〇〇〇. 〇百万円
	工期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受注形態等	単 体 / J V （出資比率）
	CORINS登録の有無	有（CORIN登録番号） ・ 無
概 要 等	構造形式	〇〇構造ゲート
	規模・寸法	径間 〇. 〇m × 高さ 〇. 〇m × 〇門

※工事内容等が確認できる資料を添付すること

(様式－５)

災害時応急対策業務等の協定締結の実績

協定締結実績

協定締結実績の有無		あり ・ なし
協 定 内 容 等	協定名	〇〇災害協定
	相手方	△△地方整備局□□事務所
	協定期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月

※実績がある場合は協定書又は覚書等の写しを添付すること